

市第 54 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

<改正概要及び理由>

本年 10 月 9 日、本市人事委員会から勧告を受けました。主な勧告内容は次のとおりです。

- ・本市職員給与と民間給与との較差 10,866 円 (2.76%) を埋めるため、給料表を改定すること。
- ・一般職の任期付職員の給料表について、国に準じて引上げを行うこと。
- ・民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当について、0.1 月分の引上げを行うこと。

人事委員会勧告の趣旨を尊重し、常勤職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定等を行います。

1 改正内容

(1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条）

全職種（行政、消防、教育、技能、医療）の給料表について、公民較差を踏まえ、若年層の職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給の給料月額を引き上げます。

ア 行政職員給料表の主な改定内容

級	対象者の改定額	級	対象者の改定額
1	5,500 円～23,800 円	5	4,500 円～14,400 円
2	3,900 円～22,700 円	6	5,200 円～10,900 円
3	3,700 円～19,100 円	7	5,600 円～5,800 円
4	3,900 円～15,700 円	8	1,500 円～6,000 円

イ 行政職員の初任給の改定内容

区分	現行	改定案	増加額
高校卒初任給	165,800 円	187,200 円	21,400 円
短大卒初任給	176,700 円	199,300 円	22,600 円
大学卒初任給	195,100 円	218,900 円	23,800 円

(2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第 2 条）

特定任期付職員（※）の給料表について、国に準じ、全号給の給料月額を引き上げます。

※ 特定任期付職員：民間の高度・専門的な知識、経験等を有する人材について、任期を限って任用する職員

(3) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第4条）

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月（定年前再任用短時間勤務職員は0.025月）引き上げます。

なお、令和6年度は12月期で支給割合を引き上げ、令和7年度から、6月期及び12月期を均等となるように配分します。

年度	対象		支給月	期末手当	勤勉手当	合計
6年度	定年前再任用 短時間勤務 以外	一般職員	6月期	1.25（支給済）	1.0（支給済）	4.6 （現行4.5）
			12月期	1.3 （現行1.25）	1.05 （現行1.0）	
		管理職員	6月期	1.05（支給済）	1.2（支給済）	4.6 （現行4.5）
			12月期	1.1 （現行1.05）	1.25 （現行1.2）	
	定年前再任用 短時間勤務	一般職員	6月期	0.6875（支給済）	0.5125（支給済）	2.45 （現行2.4）
			12月期	0.7125 （現行0.6875）	0.5375 （現行0.5125）	
		管理職員	6月期	0.5875（支給済）	0.6125（支給済）	2.45 （現行2.4）
			12月期	0.6125 （現行0.5875）	0.6375 （現行0.6125）	
特別職		6月期	2.25（支給済）		4.6 （現行4.5）	
		12月期	2.35 （現行2.25）			
7年度	定年前再任用 短時間勤務 以外	一般職員	6月期	1.275 （現行1.25）	1.025 （現行1.0）	4.6
			12月期	1.275 （現行1.25）	1.025 （現行1.0）	
		管理職員	6月期	1.075 （現行1.05）	1.225 （現行1.2）	4.6
			12月期	1.075 （現行1.05）	1.225 （現行1.2）	
	定年前再任用 短時間勤務	一般職員	6月期	0.7 （現行0.6875）	0.525 （現行0.5125）	2.45
			12月期	0.7 （現行0.6875）	0.525 （現行0.5125）	
		管理職員	6月期	0.6 （現行0.5875）	0.625 （現行0.6125）	2.45
			12月期	0.6 （現行0.5875）	0.625 （現行0.6125）	
特別職		6月期	2.3 （現行2.25）		4.6	
		12月期	2.3 （現行2.25）			

2 施行期日及び適用（附則第1項及び第2項）

公布の日

※ ただし、(1)及び(2)は令和6年4月1日に遡り適用